

---

## 4 トランプ大統領の非関税障壁撤廃や貿易赤字削減などの対日要求にどう対応するか

～自由で開かれたインド太平洋の実現とIPEF～

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

### 要約

ドナルド・トランプ大統領が2025年3月初めの時点において、関税引き上げを発動したものとこれから発動を予定しているもの、及び検討中のものは次のとおりである。

- ① 1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミへの25%関税の賦課：25年3月12日の発動を発表；さらに25年2月25日、銅製品の輸入が米国の国家安全保障を損なっているかどうかの調査を指示
- ② 相互関税の賦課⇒貿易相手国と同じ水準まで関税率を引き上げる：賦課開始時期は示されていないが、覚書で指示した調査が終了する25年4月以降に発動か
- ③ 自動車への25%関税の賦課：25年4月2日に発動を発表か、今後は半導体や医薬品及び農産品などへの賦課も検討
- ④ 移民・麻薬（フェンタニル）流入に伴うカナダ・メキシコへの25%の関税賦課：発動を25年2月4日から1か月延長したが、3月4日から関税賦課を開始；USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）で北米産と認定された自動車などの品目の輸入に対して、追加関税を1か月猶予
- ⑤ フェンタニル流入に伴う中国への10%の追加関税を賦課：25年2月4日から発動したが、3月4日からさらに10%の追加関税を上乗せ

(計20%の追加関税)

- ⑥ 世界一律ユニバーサル・ベースライン関税の賦課：10～20%の関税賦課を検討中
- ⑦ 中国への60%関税：検討中
- ⑧ メキシコからの中国車の輸入へ100～200%の関税の賦課を検討中
- ⑨ EUが米国の自動車や農産物を受け入れていないこと及びEUのデジタル政策などを不満として25%の関税賦課を検討：25年2月27日、まもなく発表の予定と表明

これらのトランプ大統領による関税引き上げの多くは、日本に直接・間接的に影響を与える。トランプ大統領はこれまでに日本に対して米国製自動車の日本市場でのシェア拡大や米国の対日貿易赤字の削減などを要求してきた。

トランプ大統領による関税引き上げ政策に対応するためにも、こうした対日要求に対して、日本は「非関税障壁」の改廃を積極的に推進すると共に、米国の対日貿易赤字の削減に結び付く「LNG・石油などの資源エネルギーの共同開発と輸入、航空機・戦闘機などの購入及び対米投資の拡大」などを実行することが肝要と思われる。

さらには、トランプ第一次政権時に安倍晋三元首相とトランプ大統領との間で合意した「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）」を進化させ、日米間の経済連携のさらなる強化を促進することが望まれる。

はじめに

米国が貿易赤字を計上している国の中で、日本は2018年には4番目に大きい赤字額を記録したが、23年には5番目に順位を下げ、24年には7番目まで下落した。したがって、トランプ大統領の関税引き上げの対象国としての日本のプライオリティは低下しつつあるが、それでも依然として米国の対日貿易赤字額は少ないとは言えない。米国製自動車のシェアが日本市場で低い現状では、日本はトランプ大統領の対日要求に的確に対応する必要がある。

---

## 1. 迅速かつ用意周到にアメリカファースト貿易政策を進めるトランプ大統領

### 1.1 不公正貿易慣行や貿易赤字の要因等の調査を命じる覚書に署名

トランプ大統領は覚書（Memorandum）により「アメリカファースト貿易政策」に関する行政命令を下した。その覚書は、「外国における不公正な貿易慣行の特定」、「米国の貿易赤字やそれから生じる経済的及び国家安全保障上の影響の評価と対応措置の勧告」、及び「カナダ、メキシコ、中国からの不法な移民及び麻薬の流入の評価と適切な対応措置の勧告」、等を幾つもの連邦政府機関に指示するものであった。

なぜ、トランプ大統領はアメリカファースト貿易政策の行政命令を大統領令（Executive Orders）ではなく覚書にしたかということ、根拠法を示す必要がないことが挙げられる。つまり、この時点では、各種関税引き上げに関する根拠法を検討中であったため、大統領令ではなく覚書を用いたと考えられる。

### 1.2 USMCAや対中追加関税の見直し及び為替操作への対抗措置などを指示

覚書に記されたアメリカファースト貿易政策の中身を見ると、トランプ大統領は、USTR（米国通商代表部）には財務省、商務省等と協議の上、1974年通商法301条や国際緊急経済権限法（以下、IEEPA）等に基づき、外国における不公正な貿易慣行を特定し対抗措置を勧告するよう求めた。

そして、商務省に対して、財務省及びUSTRと協議の上、米国の貿易赤字やそれから生じる経済的及び国家安全保障上の影響やリスクを調査し、世界的な追加関税の賦課等の提言を行うことを要求した。

また、トランプ大統領は、商務省や国土安全保障省に対して、カナダ、メキシコ、中国等からの不法な移民及び麻薬の流入について評価し、その緊急事態を解決するための適切な貿易・国家安全保障措置を勧告するよう要求した。

そして、USTRには、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の見直しに備えて連邦法が求める公開協議プロセスを開始すると共に、USMCAが米

国の労働者や農業及び企業等に与える影響を評価し、米国の協定への参加に関する勧告を行うよう指示した。

トランプ大統領は、財務省には、主要な貿易相手国の為替レート政策と慣行を評価し、為替操作に対抗するための措置を勧告すると共に、商務省や国土安全保障省と協議して、関税を徴収するための対外歳入庁（ERS）の設置に関する調査を行うよう求めた。

さらに、USTRに対して、第一段階の米中貿易協定を評価し、1974年通商法第301条に基づき、中国製品に課せられた既存の関税に対する追加・変更の可能性を検討するよう指示した。同時に、USTRにサプライチェーン及び第三国を通じた迂回輸入に関して、通商法301条に基づき、必要に応じて追加の関税変更の可能性を検討し、このプロセスに関連して特定された問題を修正するために必要な措置を推奨するよう要求した。

一方、経済政策担当大統領補佐官に対しては、商務省、USTR等と協議の上、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼及びアルミニウム製品に対する追加関税の除外の現状を評価し、同法に基づく追加調査を行うかどうかを検討するよう命じた。商務省とUSTRには、中国との恒久的正常貿易関係（PNTR）に関する法案を評価し、かつ同法案の変更案を勧告するよう求めた。

なお、商務省には、反ダンピング及び相殺関税法の適用方法を見直すよう指示した。これには、「国境を越えた補助金やコスト調整及び『ゼロ化（zeroing）』に関するもの」等が含まれる。ゼロ化とは、ダンピングマージンを計算する際、正常価格（輸出国の国内価格等）より高値で輸出した場合の差額はゼロとみなし、安値で輸出した場合のみ差額を加算するやり方を指す。これにより、ダンピングマージンが不当に高く算出される可能性がある。

### 1.3 覚書の調査・勧告や報告書の提出期限は2025年4月1日

トランプ大統領は連邦政府機関に対して、アメリカファースト貿易政策に関する覚書で指示したほとんどの「調査・勧告や報告書」の提出期限を2025年4月1日とするよう命じた。

トランプ第一次政権時には、鉄鋼・アルミや対中追加関税の賦課に関する

---

調査に時間をかけたため、調査開始から発動まで1年数か月を要した。トランプ第二次政権では、25年1月20日の就任直後に調査開始を指示し、同時に調査・勧告の期限を4月初日としたことにより、前回よりも迅速に通商法等に基づく関税引き上げを発動することが容易になった。

また、トランプ大統領は移民・麻薬の流入阻止を目的とするカナダ・メキシコへの25%の関税については、当初は25年2月1日の実施を表明していたが、それが2月4日に延び、さらに1か月延期されることになった。

その後、トランプ大統領は2月27日、交渉に進展が見られないことから、カナダ・メキシコへの25%関税賦課は予定通りの3月4日に実施するとともに、中国にはさらに10%の関税を上乗せすることを表明した。そして、トランプ大統領は3月4日、実際にカナダ・メキシコへの25%関税及び中国への20%の追加関税の適用を実行した。ただし、カナダからの天然ガス・石油やリチウムなどの重要鉱物及びウランなど輸入に対しては10%の関税にとどめ、USMCAで北米産と認定された自動車などの品目の輸入に対して、追加関税を1か月猶予することを表明した。

## 2. トランプ大統領が仕掛けた関税の網から日本はいかにして逃れるか

### 2.1 トランプ大統領の対中政策の真意とは何か

トランプ大統領はフェンタニルの流入を理由とする中国への10%の追加関税を、25年2月4日に発動した。中国は直ちに同日、石炭、原油、液化天然ガス、大豆・小麦などの農産品、農業機械、ピックアップトラック等の米国からの輸入に10~15%の追加関税を賦課する措置を発表した（2月10日から適用）。また、3月4日からの10%の対中追加関税の引き上げに対しても、追加の対抗措置を取ることを表明した。

そして、米国のグーグル社に対して、中国の独占禁止法に違反した嫌疑で調査を開始すると共に、タンゲステン、テルル、ピスマス、モリブデン、インジウムなどの重要鉱物に対する輸出管理措置の強化を発表した。中国は、既に独占禁止法への違反嫌疑で米国のNVIDIAへの調査を開始しており、24

年12月からはガリウム、ゲルマニウム、アンチモンなどの重要鉱物の輸出管理を厳格化していた。

中国の米国への報復措置の対応は素早く、米国のフェンタニル流入に対する10%の追加関税措置の発表を待っていたかの如く実行された。これらの措置の特徴は、追加関税の発動だけでなく、重要鉱物の輸出管理規則の強化やゲーグルへの独占禁止法嫌疑の調査開始など、トランプ第一次政権時よりも広範囲に及んでいる。つまり、トランプ大統領だけではなく、中国側も報復措置が迅速かつ幅広い領域をカバーできるように、用意周到に準備していたと思われる。

しかし、2月10日から適用された報復措置の対象品目の輸入額は、トランプ第一次政権時の最大25%の対中追加関税への報復措置の際の輸入規模よりも少なくなっており、中国の石炭や石油及び液化天然ガス（LNG）などの対米輸入依存度は低く、米国からのエネルギー輸入に対する関税引き上げの効果は限定的であると見込まれる。さらには、先端半導体や医薬品、航空宇宙機器などの戦略的品目が制裁対象とならなかったことは注目に値する。

今回の米国と中国の関税引き上げの動きを注意深く見ると、互いに限界点に達する前に、情報交換をしながら落としどころを探っていると解釈することもできなくはない。トランプ大統領が中国からの輸入品に60%を超える追加関税を課したならば、輸入価格の上昇から米国のインフレがぶり返すこともあり得る。さらに、米中貿易摩擦がこれまで以上に激化すれば、世界経済はインフレと同時に景気後退に見舞われ（スタグフレーション）、トランプ大統領は2026年の中間選挙で大幅に議席数を失う可能性がある。

トランプ大統領は限界点を越えた関税引き上げなどを続けるよりも、60%の対中追加関税の賦課を取引材料として、トランプ第一次政権時では完全に実行しなかった2,000億ドルの米国製品の輸入や新たな購入約束などを追ろうとしているように思われる。中国の米国製品の輸入約束の実行性に関しては、就任直後に署名した覚書でその調査を指示しており、その報告期限も4月1日になっている。

---

## 2.2 初の日米首脳会談直後に鉄鋼・アルミへの25%関税の発動を表明

2024年大統領選挙において、トランプ大統領は世界一律10~20%のユニバーサル・ベースライン関税の賦課を公約に掲げた。世界一律であるから、当然のことながら、日本もその対象になる。ユニバーサル・ベースライン関税は、USTRの元代表であったロバート・ライトハイザー氏も示唆していたもので、IEEPAなどに基づき、就任早々にも実行されるのではないかとの観測があった。

しかし、実際には就任早々のユニバーサル・ベースライン関税の発動は行われず、その代わりにIEEPAを根拠として、米国へのフェンタニルの流入阻止のために中国からの輸入品に10%の追加関税が2025年2月4日から発動され、3月4日にはさらに10%の追加関税が賦課された。そして、移民・麻薬の流入阻止を目的としたカナダ・メキシコへの25%関税の賦課は、一旦は2月4日から1か月延期されたものの、結局は3月4日から開始された。つまり、トランプ大統領は最初の関税発動にあたり、24年大統領選挙で掲げられた公約の実現を重視したと考えられる。

一方、トランプ大統領は25年2月7日、ワシントンのホワイトハウスで日本の石破茂首相と初の首脳会談を行った。両者は会談後に共同記者会見を開き、自由で開かれたインド太平洋での協力の堅持、日本企業の対米投資を1兆ドルまで引き上げること、日本製鉄のUSスチールへの投資、アラスカの石油・天然ガスの日米合弁事業、人工知能（AI）や先端半導体における開発協力、相互関税の導入、などについて話し合ったことを明らかにした。

この日米首脳会談では、トランプ大統領の関税政策については多くの時間は割かれなかった模様だ。ところが、トランプ大統領は日米首脳会談直後の2月10日、日本を含む世界の鉄鋼・アルミの主要輸出国に対して、これまでの25%の追加関税の適用除外措置の撤廃を表明した。

トランプ第一次政権では1962年通商拡大法232条に基づき、鉄鋼には25%、アルミには10%の追加関税を発動したが、カナダ・メキシコ・オーストラリアには関税自体を適用除外とした。その後、バイデン前政権下では、日本やEUには一定の輸入量までは無税とする関税割当制度が適用された。

トランプ第二次政権における鉄鋼・アルミへの25%関税は、それまでの適用除外措置を停止し、いずれも25年3月12日から発動することになった。日本は再び適用除外を求めているが、それがトランプ大統領に受け入れられるかは3月初めの段階では不透明である。

なお、トランプ大統領は25年2月25日、覚書に署名し、銅製品の輸入が米国の国家安全保障を損なっているかどうかの調査を開始するよう商務省などに命じた。

### 2.3 実務的に難しい相互関税の導入

トランプ大統領は2025年2月13日、外国が米国製品にかけている関税と同水準まで米国の税率を引き上げることを可能にする「相互関税」の導入に関する覚書に署名した。具体的には、商務省と USTRなどに、米国の全貿易相手国との「非相互的な貿易関係」や米国が被る損害状況を調査し、救済措置の勧告を含む報告書を大統領に提出することを指示した。すなわち、付加価値税を含む外国の関税障壁や非関税障壁を調査し、相互関税に繋がる可能性があるかどうかの勧告を行うよう命令を下した。

したがって、相互関税措置が発動されれば、ある品目に高い関税を課している貿易相手国に対して、米国は同じ関税率を賦課することが可能になる。この場合、米国は貿易相手国が高い関税を課している同じ品目に賦課することが基本だが、覚書では相互関税の適用が各国別にカスタマイズされることになっており、別の品目に賦課する可能性もあり得る。また、ある国が米国から輸入する全製品に対して平均的に高い関税を課しているならば、米国もその国からの輸入品全体に高い平均関税率を適用することもあり得る。

そして、EUのように高い付加価値税を導入しているような場合は、その付加価値税分を上乗せした関税率を相互関税として賦課することも検討している。つまり、域内の付加価値税が約20%に達するEUのような地域には、自動車への10%の関税に加えて、付加価値税の20%を合計した税率を賦課する可能性があるということだ。

したがって、EUの付加価値税と同様に日本の消費税も対象となり得る。

---

非関税障壁の調査も相互関税に関する覚書の中に含まれていることから、日本の非関税障壁も何らかの加工を加えて数値化し、相互関税に上乘せされる可能性がないとは言えないと思われる。

相互関税は、輸入品に対して相対的に高い関税を賦課しているインドやブラジル、そして高い付加価値税を導入しているEUなどが主な対象国になると考えられる。今後は、ユニバーサル・ベースライン関税と同様に世界全体に賦課することもあり得るが、国ごとに調査した上で個別に対応を図っていくものと見られる。

ホワイトハウスのピーター・ナバロ通商・製造業担当上級顧問は、CNNのインタビューに答えて、米国は相互関税を課す前に、まず相手国との関係を分析すると語った。ナバロ上級顧問は、対中強硬派として知られるものの、従来から日本の非関税障壁に対しても厳しい見方をしており、ナバロ上級顧問を含む商務省やUSTRの今後の対日要求の動きが注目される。

一方、相互関税は関税賦課の際に、実務的に難しい問題を抱えていることは事実である。すなわち、第一に、広範な範囲をカバーする相互関税を発動するための根拠法を見出すのは、移民・麻薬流入でのカナダ・メキシコへの25%関税や鉄鋼・アルミへの25%関税の賦課の場合よりも難しいことが挙げられる。

ちなみに、前者（移民・麻薬流入）の根拠法は大統領が緊急事態宣言した場合に大統領権限を行使できるIEEPAであり、後者（鉄鋼・アルミ）の場合は国家安全保障に脅威を与えると判断した場合に適用できる1962年通商拡大法232条である。

つまり、相互関税を賦課するための根拠法として、1930年関税法338条（特定国が米国に不利益をもたらす差別的待遇を実施していると認定した場合、当該国からの輸入に最大50%の追加関税を賦課できることを規定）を選ぶこともでき、さらには1962年通商拡大法232条や1974年通商法301条（不公正な貿易・商慣行に対抗するための措置）などの適用を検討することが可能である。そして、複数の法律に依拠することも考えられる。

また、第二として、トランプ大統領が正確に相互関税を賦課しようとする

ば、相互関税を適用する国に対してそれぞれ異なる関税スケジュールを要求することになるが、この個別対応は、実務的に極めて多くの作業を生むことになる。また、実務的な作業が煩雑になるだけでなく、その調整にも時間が必要と思われる。

第三として、相互関税の対象国の関税を確定する際に、その関税率が拘束関税率（bound rate：WTO（世界貿易機関）加盟国が特定の輸入品目に対して設定する最大関税率）を採用するか、実際に適用される関税率（actually levied tariffs）を採用するかという問題がある。通常は、実際に適用される関税率の方が拘束関税率よりも低くなっている。もしも、実際に適用される関税率を採用するならば、その関税率は常に変更されるため、その修正作業を続けることは実務的にかなりの負担となる。

すなわち、トランプ大統領が相互関税を施行するならば、事務方と十分な打ち合わせと調整を行わなければ、フェンタニルの取引に活用されているとして、中国からの800ドル以下の小包などの関税を無税とするデミニミス・ルールの一時的な停止を命じた時のように、予想以上の実務上の困難さから途中で撤回する可能性がないとは言えない。

## 2.4 トランプ大統領の対日要求と日本の対応

トランプ大統領は2025年2月14日、輸入自動車に対する25%前後の関税賦課を4月2日にも公表することを明らかにした。同時に、トランプ大統領は鉄鋼・アルミニウムや自動車以外にも、半導体や医薬品などに対する追加関税も検討していることを示唆した。

これらの措置が、米国の貿易相手国を対象にした相互関税とどのような関係にあるのかは明らかにされておらず、依然として不透明である。いずれにしても、輸入自動車に対する関税が実行されたならば、その影響は大きく、北米間の自動車関連の取引と共に、日本や韓国及びEUから輸入される自動車やその部品の動きに大きな変化が現れることは確実である。

もしもこのような措置が実行され長期化するならば、米国の自動車メーカーであるGMやフォードはメキシコなどの生産拠点から米国への移管を検討

---

せざるを得ないと考えられる。この対応は、日韓やEUの自動車関連企業も同様で、輸入車への追加関税の適用除外措置が受けられない場合は、自動車関連のサプライチェーンは急速に変化すると思われる。

トランプ大統領は、カナダ・メキシコへの25%関税や鉄鋼・アルミ及び自動車、さらには相互関税などの適用を取引材料として、貿易相手国に対して様々な譲歩を迫ると思われる。カナダ・メキシコには移民・麻薬問題での国境対策、中国にはフェンタニルの流入対策だけでなく、トランプ第一次政権時に約束した2,000億ドルの輸入拡大の完全な実行を迫ると見込まれる。

同様に、日本に対しては、対日貿易赤字の削減や米国の自動車の対日輸出拡大を要求すると予想される。そのためには、トランプ第二次政権は、関税削減交渉を伴う前回のような第一段階の日米貿易協定のような包括的な交渉を求めるのではなく、日本に対して幾つかの分野別の協定などの取り決めを求めるものと考えられる。なぜならば、第二段階の日米貿易協定交渉を進めるならば、関税削減の交渉を伴う可能性があり、議会の承認が必要になるからだ。第一段階の日米貿易交渉では、関税削減の対象品目は関税率が5%以下のものに特定したため、米国議会の承認を受ける必要がなかった。

具体的には、米国は対日貿易赤字削減のため、一層の日本製自動車の対米輸出から米国での現地生産への転換、そしてLNG・石油の日米共同開発と日本の米国産資源エネルギー輸入の拡大、さらには米国製の航空機や戦闘機及びジャガイモなどの農産物輸入の拡大や通貨の安定などを求めてくるものと思われる。

そして、米国製の自動車や半導体、医薬品、通信機器、及び農産物等の日本市場でのシェア拡大のために、日本の非関税障壁の改廃を強く要求すると見込まれる。これに対して、日本は自動車への25%関税や相互関税の適用除外を最終的に受けるためには、米国製品の購入や対米投資の拡大を実行するだけでなく、非関税障壁の改廃に積極的に取り組みことが肝要と思われる。

## 2.5 米国が指摘する日本の非関税障壁にはどのようなものがあるか

USTRは2024年3月29日、202年版外国貿易障壁報告書（2024 National

Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers) を公表した。その中で、各国と並んで日本の非関税障壁も列挙されている。

同報告書によると、2022年の日本の平均最恵国待遇関税率は、農産物が13.4%、非農産物が2.4%であった。関税が高い日本の品目として、コメ、乳製品、フルーツジュース、加工食品、冷凍ブルーベリー、チョコレートなどを挙げている。

非関税障壁としては、日本の高度に規制された不透明なコメの輸入と流通のシステムが、米国の輸出業者の日本の消費者へのアクセスを制限していると指摘している。また、豚肉の非関税障壁として、低価格の輸入品が日本の豚肉と競合するのを防ぐため、輸入品が低価格であればあるほど高い関税を課すメカニズム（Gate Price System、差額関税制度）を採用していることを挙げている。牛肉については、日本の牛海綿状脳症（BSE）リスクのある危険部位の除去基準が米国を含む世界的な基準と比べて厳しいこと、を指摘している。

一方では、2024年版外国貿易障壁報告書は日本のバイオエタノール燃料政策の変更が米国のバイオエタノールの対日輸出の可能性を高めたことを取り上げた。同報告書は、2023年4月に日本は年間オンロードバイオ燃料目標である原油換算50万キロリットルの最大100%を米国が提供できるようにする改訂バイオ燃料基準を施行したことに言及している（年間50万キロリットルのバイオエタノール導入義務を2027年まで延長）。この政策変更による成果は、23年3月31日付のUSTRのホームページで「日本の新しいバイオ燃料政策により米国産バイオエタノールの輸出が増加」という記事で紹介されている。

それによると、米国のバイオエタノールの輸出は年間8,000万ガロン（約30万キロリットル）以上増加する可能性があり、毎年1億5,000万ドルから2億ドルの輸出が追加で発生するとのことである。この日本の政策変更は、USTRや米国農務省及び在日米国大使館の働きによって実現したようであり、今後の日本と米国とのパートナーシップを強化するための成功事例として参考になると思われる。ただし、同報告書は日本の年間バイオ燃料目標量が2017年から変わっていないので、今後はその増加を求めている。

---

同報告書によると、米国産ジャガイモの日本への輸出は現在、チップ用ジャガイモに限定されているとのことである。このため、米国はテーブルストック用ジャガイモの日本市場へのアクセスを求めている。

また、同報告書は米国の民間速達便業者（DHL、FedEx等）は、全ての貨物を税関申告し、コストに基づいて関税と消費税を計算する必要があるが、日本郵便の場合は、関税の査定は国際スピード郵便サービス（EMS）の出荷規則に基づいているため、異なる手続きが適用されると指摘する。そして、日本郵便は総務省によって規制されているが、米国の民間速達便業者は財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省などの各省の規制の対象となっているとしている。

日本の教育サービスに関する非関税障壁としては、外国の大学の日本キャンパスを、税制、奨学金、研究助成の面で国内の高等教育機関と同等に扱っていないことを挙げている。この結果、同報告書は米国の大学が完全な4年制の学位プログラムを開始するのを妨げていると指摘する。

## 2.6 色々な非関税障壁を指摘される自動車

米国はこれまで日本に対して、様々な非関税障壁が日本の自動車市場へのアクセスを妨げており、米国製自動車及び自動車部品の販売が全体的に低水準にとどまる要因になっていると主張してきた。

2024年版外国貿易障壁報告書は自動車分野における非関税障壁として、日本が米国の自動車安全基準を日本と同等レベルであるとみなしていないことを指摘する。そして、日本が独自の基準と試験プロトコルを設けていること、短距離車両通信システムに独自の周波数を割り当てていること、さらには規制策定プロセスにおいて関係者からの意見を反映する機会が欠如していることを挙げている。

同報告書は、日本が独自の基準と試験プロトコルを設けているため、日本の市場に参入しようとする外国メーカーは追加の試験や基準への適応が必要になり、コストや時間の面で負担になると主張する。その試験や基準の例として、衝突安全テストや特定の排出ガス基準などを挙げている。

また、短距離車両通信システムに対する独自の周波数割り当てに関しては、日本では短距離車両通信システムに使用される周波数帯域が他の国と異なることがあり、外国メーカーは日本市場向けに独自の通信システムを開発する必要が生じると共に、追加の技術開発や調整が求められる可能性があるとしている。

さらに、同報告書は、日本の燃料電池自動車（FCV）に対する補助金が最大255万円（約1万7,000ドル）とバッテリー電気自動車（BEV）よりもはるかに高額であることや、この補助金が実質的に外国の企業に向けられていないことを指摘している。さらには、停電時に蓄えた電力を家庭に送り返すことができる給電技術を搭載した自動車に対して、最高25万円（約1,700ドル）の補助金を支給しているが、この特別な技術を搭載した自動車を生産している外国企業はほとんど存在しないことから、日本の自動車メーカーに競争上の優位性を与えていると主張している。

日本は自動車充電ステーションに補助金を支給しているが、CHAdeMO（EV（電気自動車）の急速充電方式の一つ）への準拠を義務付けている。CHAdeMOは、もともと日本で開発され、日本の業界団体が支援している充電規格である。同報告書は、日本の自動車メーカーが他の外国の規格を承認する中で、この充電方式への準拠を義務付けることは、日本市場で展開しようとする外国の充電サプライヤーへの障壁になると指摘している。

こうした米国側の対日要求に対して、日本側としては、自らの利益に繋がるような非関税障壁の改善はもちろんのこと、国際的な基準から見て改善すべきところは積極的に取り組んでいくことが肝要であると思われる。ただし、米国の外国貿易障壁報告書で取り上げられた日本の非関税障壁は、あくまでも米国の視点に立って選ばれているので、日本としてはその内容を厳しく精査し、反論できるものは反論することも必要と考えられる。

---

### 3. 自由で開かれたインド太平洋の実現にIPEFは活用できるか

#### 3.1 自由で開かれたインド太平洋構想と日本の成長戦略

自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）は、2016年8月にナイロビで開かれた第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）で日本政府が打ち出したものであり、その後、トランプ第一次政権は同構想を積極的に推進することを表明した。

FOIPは、太平洋からインド洋に至る広大な地域において、経済回廊や港湾設備などのインフラ整備、電子通関システム導入等のソフト連結性支援あるいは人材育成などを実行することにより、将来の平和と繁栄を築くことを目的として打ち出されたものである。

日本は太平洋地域及びアフリカとインドを含むインド洋地域を念頭に置いており、インド以西のアフリカへの支援を含むものである。これに対して、トランプ第一次政権は、米国太平洋岸からインドの西側までを範囲と考えていた。

日本は、成長著しい「アジア」と潜在力溢れる「アフリカ」、及び自由で開かれた「太平洋」と「インド洋」を念頭に置き、その経済的繁栄を促進することにより生まれるダイナミズムに着目した。最終的には、日本のアジア太平洋地域におけるプレゼンスの回復と日本経済の成長戦略に繋げようとしたのであった。

トランプ第一次政権時に副大統領であったペンス氏は、中国の一带一路構想が「債務の罠」を引き起こしていることを批判し、一带一路に対抗する形でFOIPを進めることを表明した。また、ペンス元副大統領は日米豪印の枠組みやその他の域内諸国との連携を重視する姿勢を明確にし、インド太平洋諸国に対するインフラ支援を600億ドルまで拡大することを発表した。

日本は、ホーチミン、プノンペン、バンコクと巨大都市を結びインド洋に抜ける南部経済回廊、カンボジアを横断する国道5号線改修、ベトナム南部を縦断する高速道路建設、ベトナム中部（ダナン）からラオス、タイ内陸部

を結びミャンマーからインド洋につなぐ東西経済回廊、インドの都市ムンバイと商業・金融センターとして栄えるアーメダバードを結ぶ高速鉄道整備、アフリカの内陸国とインド洋をつなぐケニアのモンバサ港とその周辺回廊の道路・橋の整備、などのインフラ整備を提唱した。

日本は当時においては、こうしたFOIPの事業は一带一路構想とは対立するものではなく、むしろ同構想への協力を打ち出した。これに対して、米国はFOIPの活用により、中国の一带一路構想を活用したアジアから欧州までの影響力の行使に対抗しようとした。このため、トランプ第一次政権時の日米間のFOIPに対する姿勢にやや隔たりが見られた。

2024年米国大統領選挙において、トランプ大統領は再選し、関税引き上げなどを中心とする新たなアメリカファースト政策を打ち出している。中国と対峙しながら米国の政治経済の力を強硬化する方針には変わりはなく、その意味で、中国抜きでのFOIPを日本と共に押し進める可能性がある。

日本はFOIP構想を打ち出した2016年の時点においては、FOIPを積極的に推し進めながら、まだ発効していなかったTPP11、日EU・EPA、USMCAに加えてRCEPなどを活用することで、インド太平洋地域におけるインフラ開発や経済協力及び関税削減による輸出や投資の拡大などにより、日本の成長戦略を展開しようとしていた。

しかし、トランプ第二次政権下においては、トランプ関税政策の施行もあり、こうした自由貿易を前提とした成長戦略だけでなく、当初のFOIPの中に盛り込まれているインフラ整備や人材育成を積極的に推進すると共に、貿易円滑化やサプライチェーン整備及び技術開発までを含んだインド太平洋経済枠組み（IPEF）を部分的に活用することも一案である。

すなわち、FOIPの経済協力プログラムは、「経済回廊などのインフラ整備」や「電子通関システム導入等の税関手続きの円滑化」及び「人材育成・技術開発」などの面において、IPEFの四つの柱（貿易、サプライチェーン、クリーン経済、公正な経済）に盛り込まれた幾つかの枠組みと重なり合うところがある。したがって、日米間で新たなFOIPを展開するに当たって、IPEFとの融合を図りながら同構想を進めていくことも一つのシナリオ

表1. IPEF交渉の推移

期日	会合	場所	開催内容
2022年5月23日	IPEFの立ち上げ	東京	IPEFの立ち上げに13か国が参加。後にフィジーが加わり参加国は14か国。
2022年9月8～9日	第1回対面閣僚級会合	ロサンゼルス	初の対面閣僚級会合を開き、①貿易、②サプライチェーン、③グリーン経済、④公正な経済、の四つの柱の交渉目標を設定。
2023年5月26～27日	第2回対面閣僚級会合	デトロイト	加盟国は他の柱に先駆けてサプライチェーンの柱で実質的に合意に達した。
2023年6月29日	オンライン閣僚級会合	米国主導	米国国際開発金融公社（DFC）が、グリーン経済の中で、IPEF新興国の持続可能なインフラプロジェクト向け（再生可能エネルギー、スマートグリッド、蓄電、資源回収等）に、米国のインフラ投資運用会社“1 Squared Capital”を通じて3億ドルを融資すると発表。
2023年11月13～14日	第3回対面閣僚級会合	サンフランシスコ	2023年5月に合意済みのサプライチェーン協定に署名。グリーン経済と公正な経済の柱において実質的に妥結した。貿易の柱は継続協議となった。
2023年11月16日	首脳会合	サンフランシスコ	直前の第3回閣僚級会合の成果を踏まえた共同声明を発表。事後後に四つの柱に追加されたIPEF協定の中に、重要鉱物対話の枠組みや新規加盟などを議論するIPEF協議会や合同委員会を創設。
2024年3月14日	オンライン閣僚級会合		2023年11月に米国サンフランシスコで開催された閣僚級会合での実質妥結を受けて、IPEFグリーン経済協定やIPEF公正な経済協定、及びIPEF協定、の三つの協定文案を公開
2024年6月3～6日	第4回対面閣僚級会合	シンガポール	24年6月6日にシンガポールで閣僚級会合を開催。IPEF加盟国はグリーン経済協定、公正経済協定、IPEF協定に署名。同時期に開催した第1回IPEFグリーン経済投資家フォーラムでは、米商務省はインフラ・プロジェクトに対する230億ドルの投資、デジタルツールに関するトレーニングと教育機会を700万件提供、IPEF触媒資本基金の立ち上げ、などを発表。IPEFグリーン経済協定全体の協力作業計画（CWP）の仕組みを活用する分野として、従来の水素サプライチェーン、炭素市場、グリーン電力、持続可能な航空燃料（SAF）、公正なエネルギー移行の5分野の他に、新たに排出集約度算定、電気・電子廃棄物の都市鉱山、小型モジュール炉（SMR）の三つの分野を発表した。
2024年7月30日	IPEFサプライチェーン機関（IPEFサプライチェーン理事会、IPEFサプライチェーン危機対応ネットワーク、IPEF労働者権利諮問委員会）の初めての（バーチャル会合を開催		IPEFサプライチェーン協定に基づいて設立された三つのサプライチェーン機関の初のバーチャル会合が行われた。今回のバーチャル会合において、サプライチェーン理事会の議長に米国、副議長にインド、サプライチェーン危機対応ネットワークの議長に韓国、副議長に日本、労働者権利諮問委員会の議長に米国、副議長にフィジーを選出。また、サプライチェーン理事会で今後の運営の指針となる付託条項を採択。危機対応ネットワークでは、机上演習の実施などが議論された。
2024年9月11日	IPEFグリーン経済協定とIPEF協定が10月11日に発効		米国内務省は2024年9月11日、シンガポールがIPEFグリーン経済協定とIPEF協定の批准書を米国に寄託したことを発表。フィジー、日本、マレーシア、米国の4か国は寄託済みであり、発効に必要な寄託国数5か国に達したことにより、両協定は10月11日に発効することが確定した。
2024年9月12～13日	IPEFのサプライチェーン理事会と危機対応ネットワークの対面での初会合	ワシントン	IPEF参加国は9月12～13日、米国のワシントンで、IPEFサプライチェーン協定に基づくサプライチェーン理事会と危機対応ネットワークの対面での初会合を開催。サプライチェーン理事会の会合では、初年度行動計画を採択し、物流とデータ分析に関する二つの小委員会を設置し、四つの分野（半導体、化学品、バッテリーに用いる重要鉱物、ヘルスクエア）の行動計画チームを設置することで合意した。また、危機対応ネットワークでは、尿素水の輸入と消費に影響を及ぼすようなサプライチェーンの混乱を想定した緊急時対応のシミュレーションを実施した。次回のサプライチェーン理事会は2024年12月に開催予定。
2024年9月23日	オンライン閣僚級会合		ジーナ・レモンド前米商務長官などのIPEF参加国閣僚が9月23日、IPEFのサプライチェーン協定、グリーン経済協定、公正な経済協定に関する24年での3回目のオンライン閣僚級会合に出席。公正な経済協定については、これまでに寄託を終えていたフィジー、マレーシア、米国、シンガポールに加え、ニュージーランド、タイも寄託したことで、10月12日に発効することを発表。2月に既に発効したサプライチェーン協定は、9月末時点では、フィジー、インド、日本、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、米国の8か国で発効したことが明らかにされた（その後、10月には新たにニュージーランド（12日）とオーストラリア（20日）が発効）。レモンド前商務長官は、2024年6月にシンガポールで行われた閣僚級会合以降、IPEFパートナーが達成した大きな進展を振り返り、より強固なサプライチェーンの構築、グリーン経済への移行の促進、企業の公平化に向けたパートナー間の画期的な協力と具体的な措置が行われたことを強調した。

資料：米国内務省ホームページ Indo-Pacific Economic Framework、等を基に筆者作成。

になり得ると考えられる。

### 3.2 四つの柱でスタートしたIPEF

米国は2022年5月23日にIPEFを立ち上げるに当たって、サプライチェーンを信頼できる国々に限定して構築する「フレンド・ショアリング」の考えを踏襲しながら参加国を選んだ。

表1のように、IPEF加盟国は22年9月8～9日、ロサンゼルスで第1回目の対面閣僚級会合を開き、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済の四つの柱の交渉目標を設定した。

IPEF加盟国は貿易の柱にデジタル経済、労働、環境、農業、競争政策、貿易円滑化などの分野に加え、技術支援及び経済協力に関連する規定を盛り込んだ。サプライチェーンの柱には、重要分野・商品を選択し行動計画チームを設置、重要分野・商品への投資拡大、サプライチェーンの情報共有及び危機対応のメカニズムの構築、加盟国の通報機能を活用した労働権の侵害の申し立てメカニズム、などを導入した。

### 3.3 サプライチェーンとクリーン経済及び公正な経済では合意

IPEFの第2回対面閣僚会合は2023年5月末、デトロイトで開催され、加盟国は他の柱に先駆けて「サプライチェーンの柱」で実質的に合意に達した。IPEFの第3回閣僚会合は第7回交渉官会合の直後の23年11月13～14日、サンフランシスコで開催され、サプライチェーン協定の署名が行われた。また、同閣僚会合では、「クリーン経済」と「公正な経済」の柱の交渉は実質的に妥結したが、「貿易の柱」の交渉は継続協議となった。

IPEFの第3の柱である「クリーン経済」は、域内の再生可能エネルギーや水素などのエネルギー安全保障の強化、温室効果ガス（GHG）の削減、インフラ開発やその資金協力の促進、あるいは加盟国間におけるクリーン・プロジェクトへの投資の活発化などを推進することを規定している。IPEF参加国はそうしたことを実現するため、「IPEFクリーン経済投資家フォーラム」を毎年開催し、域内投資を促進することに合意した。

---

IPEFの4番目の柱の「公正な経済」では、腐敗防止対策や税制に関する透明性の向上と情報交換などの協力が謳われている。例えば、IPEF加盟国は、国際条約に基づき、「マネーロンダリング（資金洗浄）への対策」や「腐敗行為の摘発・捜査・制裁の強化」に協力することになる。

さらに、日米豪は各々1,000万ドルずつ出し合い、インド太平洋地域でのインフラ計画のために「IPEF触媒基金」を創設することに合意。そして、IPEF加盟国は「IPEF協定」の下で「IPEF協議会や合同委員会」を立ち上げることに同意した。

IPEF協定はIPEFの四つの協定以外に事後的に設けられたもので、IPEF協議会を創設し、四つの協定の運用に係る問題や新規参加国の可能性などを検討することを規定している。また、合同委員会を設け、貿易以外の合意済みの三つの協定に係る作業を監視し、重複や不整合がないかを調整することを定めている。

IPEF第3回閣僚会合の直後の23年11月16日に開かれた首脳会合において、IPEF加盟国の首脳はそれまでの閣僚会合等での成果を発表した。その成果の中でも、新たなイニシアティブとして、「IPEF重要鉱物対話の創設」を挙げる事ができる。同対話の目的は、加盟国の重要鉱物サプライチェーンの強化に向けた緊密な協力関係を作り出すことにあるが、今後はエネルギー安全保障や技術などの分野にも追加的なイニシアティブを広げることで合意した。

また、貿易協定に含まれるデジタル経済に関しては、バイデン政権はデータの国境を越えた自由な移動を禁止してはならないことやデータローカライゼーション（データの現地化）の要求禁止、ソースコードの開示要求の禁止、などに関する協議を一時中断することを加盟国に求めた。同時に、施設固有の労働問題への迅速な対応や厳しい環境ルールの導入などを要求した。このため、発展途上国の一部からの反対もあり、IPEF第3回閣僚会合における貿易協定の合意は実現できなかった。

### 3.4 いち早く2024年2月にサプライチェーン協定が発効

IPEF首脳会合の直前に開かれた閣僚会合（2023年11月13～14日）において署名されたサプライチェーン協定は、「IPEFサプライチェーン理事会」や「IPEFサプライチェーン危機対応ネットワーク」、「IPEF労働者権利諮問委員会」などの機関の設立を盛り込んでおり、域内サプライチェーンの混乱や労働権侵害に対応する新たなメカニズムの構築を推進するものである。もしも、こうしたサプライチェーン混乱時の危機対応メカニズムが効力を発揮すれば、これまでのFTAでは得られない安定的な供給調達網を形成することができる。

IPEFサプライチェーン協定の署名を契機として、その後、日本、米国、フィジー、インド、シンガポールの5か国が国内手続を完了し、寄託者である米国に対し受諾書を通報した。これを受けて、米国商務省は2024年1月31日、IPEFのサプライチェーン協定が同年2月24日に発効すると発表した。IPEFサプライチェーン協定の規定によれば、IPEFの14加盟国の内、少なくとも5か国の寄託があれば同協定は発効することが可能であった。

そして、発効から30日後の24年3月25日までに、加盟国は「IPEFサプライチェーン理事会」、「IPEFサプライチェーン危機対応ネットワーク」、「IPEF労働者権利諮問委員会」の三つの機関に派遣する代表者を選び、他の加盟国に通知しなければならなかった。それぞれの機関の議長は4月24日までに選出され、付託事項（意思決定の手続き、付託事項の見直し手続き等）は6月23日までに採択されていなければならなかった。

さらに、加盟国はIPEFサプライチェーン協定の発効から120日以内に重要分野又は重要物品（以下、重要分野・商品）のリストを作成し、他の加盟国に通知する必要があった。そして、発効から180日後の8月22日までに、加盟国はIPEFサプライチェーンにおける施設固有の労働者の権利侵害に関する通報メカニズムのガイドラインを策定しなければならなかった。

---

### 3.5 韓国と日本をサプライチェーン危機対応ネットワークの議長・副議長に選出

2023年11月に米国サンフランシスコで開催された閣僚会合での実質妥結を受け、IPEF加盟国は2024年3月14日にオンライン閣僚会合を開催し、IPEFクリーン経済協定やIPEF公正な経済協定、及びIPEF協定の三つの協定案を公開した。

そして、IPEF加盟国は24年6月6日、シンガポールで第4回対面閣僚会合を開催し、クリーン経済協定、公正経済協定、IPEF協定に署名した。

同時期に開催した第1回IPEFクリーン経済投資家フォーラムでは、米商務省はインフラ・プロジェクトに対する230億ドルの投資、デジタルツールに関するトレーニングと教育機会を700万件提供、IPEF触媒資本基金の立ち上げ、などを発表。IPEFクリーン経済協定全体の協力作業計画（CWP）の仕組みを活用する分野として、水素サプライチェーン、炭素市場、クリーン電力、持続可能な航空燃料（SAF）、公正なエネルギー移行の5分野の他に、新たに排出集約度算定、電気・電子廃棄物の都市鉱山、小型モジュール炉（SMR）の三つの分野を発表した。

また、24年7月30日にIPEFサプライチェーン協定に基づいて設立された三つのサプライチェーン機関（IPEFサプライチェーン理事会、IPEFサプライチェーン危機対応ネットワーク、IPEF労働者権利諮問委員会）の初のバーチャル会合が行われた。

バーチャル会合において、サプライチェーン理事会の議長に米国、副議長にインド、サプライチェーン危機対応ネットワークの議長に韓国、副議長に日本、労働者権利諮問委員会の議長に米国、副議長にフィジーを選出した。また、サプライチェーン理事会で今後の運営の指針となる付託条項を採択。危機対応ネットワークでは、机上演習の実施などが議論された。

### 3.6 2024年10月にクリーン経済協定と公正な経済協定が発効

米国国務省は2024年9月11日、シンガポールが「IPEFクリーン経済協定」と「IPEF協定」の批准書を米国に寄託したことを発表。フィジー、日本、

マレーシア、米国の4か国はシンガポールの前に両協定を寄託済みであり、発効に必要な寄託国数5か国に達したことにより、両協定は24年10月11日に発効することになった。

「IPEF公正な経済協定」については、24年8月までに寄託を終えていたフィジー、マレーシア、米国に加え、9月に入りシンガポール、ニュージーランド、タイも寄託したことで、24年10月12日に発効することになった。

IPEF参加国は24年9月12～13日、米国のワシントンで、IPEFサプライチェーン協定に基づくサプライチェーン理事会と危機対応ネットワークの対面での初会合を開催。サプライチェーン理事会の会合では、初年度の行動計画を採択し、物流とデータ分析に関する2つの小委員会を設置し、四つの分野（半導体、化学品、バッテリーに用いる重要鉱物、ヘルスケア）の行動計画チームを設置することで合意した。危機対応ネットワークでは、尿素水の輸入と消費に影響を及ぼすようなサプライチェーンの混乱を想定した緊急時対応のシミュレーションを実施した。

表2. IPEF クリーン経済協定、IPEF公正な経済協定、IPEF協定の発効国

	加盟国	IPEF クリーン経済協定 2024年11月6日時点	IPEF公正な経済協定 2024年9月25日時点	IPEF協定 2024年11月6日時点
1	オーストラリア	—	—	—
2	ブルネイ	—	—	—
3	フィジー	2024年10月11日	2024年10月12日	2024年10月11日
4	インド	—	—	—
5	インドネシア	—	—	—
6	日本	2024年10月11日		2024年10月11日
7	韓国	2024年12月6日		2024年12月6日
8	マレーシア	2024年10月11日	2024年10月12日	2024年10月11日
9	ニュージーランド	2024年10月12日	2024年10月12日	2024年11月11日
10	フィリピン	—	—	—
11	シンガポール	2024年10月11日	2024年10月12日	2024年10月11日
12	タイ	2024年11月24日	2024年10月25日	2024年10月25日
13	米国	2024年10月11日	2024年10月12日	2024年10月11日
14	ベトナム	—	—	—

資料：米国防務省；「Status Lists for Treaties for Which the United States is Depository」を基に筆者作成。

ジーナ・レモンド前米国前商務長官などのIPEF参加国閣僚は24年9月23日、IPEFのサプライチェーン協定、クリーン経済協定、公正な経済協定に関する2024年における3回目のオンライン閣僚会合に出席した。

同会合において、サプライチェーン協定（24年2月に発効済み）は、同年9月末時点では、フィジー、インド、日本、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、米国の8か国で発効したことが明らかにされた。その後、24年10月12日にはニュージーランド、10月20日にはオーストラリア、12月20日にはインドネシアで発効した。

また、レモンド前商務長官は同会合において、2024年6月にシンガポールで行われた閣僚会合以降、IPEFパートナーが達成した大きな進展を振り返り、より強靱なサプライチェーンの構築、クリーン経済への移行の促進、企業の公平化に向けたパートナー間の画期的な協力と具体的な措置、が行われたことを強調した。

表3. IPEF サプライチェーン協定の発効国（2024年11月20日時点）

	加盟国	署名	批准・受諾	発効
1	オーストラリア	2023年11月14日	2024年9月20日	2024年10月20日
2	ブルネイ	2023年11月14日	-	-
3	フィジー	2023年11月14日	2024年1月24日	2024年2月24日
4	インド	2023年11月14日	2024年1月25日	2024年2月24日
5	インドネシア	2023年11月14日	2024年11月20日	2024年12月20日
6	日本	2023年11月14日	2023年11月29日	2024年2月24日
7	韓国	2023年11月14日	2024年3月18日	2024年4月17日
8	マレーシア	2023年11月14日	2024年6月5日	2024年7月5日
9	ニュージーランド	2023年11月14日	2024年9月12日	2024年10月12日
10	フィリピン	2023年11月14日	-	-
11	シンガポール	2023年11月14日	2024年1月12日	2024年2月24日
12	タイ	2023年11月14日	2024年5月24日	2024年6月23日
13	米国	2023年11月14日	2024年1月5日	2024年2月24日
14	ベトナム	2023年11月14日	-	-

資料：米国国務省；「Status Lists for Treaties for Which the United States is Depository」を基に筆者作成。

### 3.7 トランプ大統領はIPEFから離脱できるか

IPEF はインド太平洋地域の経済協力関係の深化を図る経済枠組みであるが、当初においては、貿易、サプライチェーン、クリーン経済、公正な経済の四つの協定で構成されていた。その後、5番目の協定として、IPEF全体の効果的な運用を図るIPEF協定が付け加えられた。

この中で、サプライチェーン協定は2024年2月24日に最初に発効。そして、クリーン経済協定とIPEF協定は同年10月11日、公正な経済協定については翌10月12日に発効するに至った。しかし、貿易協定は合意に至らず発効していない。

トランプ大統領は、就任初日においてパリ協定からの脱退に関する大統領令に署名したが、さらにIPEFからも実質的に離脱しようとする可能性がある。このため、最悪の場合、IPEFは先細りになり漂流することもあり得る。

しかし、トランプ大統領がIPEFから脱退しようとしても、サプライチェーン協定とクリーン経済協定、公正な経済協定、IPEF協定は既に発効しているため、これらの協定の規定に縛られることになる。

つまり、IPEFのクリーン経済協定は書面による通告により脱退できると規定しているが、サプライチェーン協定や公正な経済協定及びIPEF協定は発効から3年が過ぎるまで脱退することができないと定めている。このため、トランプ大統領がIPEFのサプライチェーン協定や公正な経済協定及びIPEF協定から離脱するには、これらの協定の脱退条項を改正しない限り、少なくとも3年という時間が必要になる。なお、IPEFのサプライチェーン、クリーン経済、公正な経済などのいずれの協定も、脱退は寄託者が脱退の通告を受け取った日から6か月後に効力が生じることになる。

したがって、トランプ大統領はクリーン経済協定からは速やかに脱退することが可能であるが、サプライチェーン協定や公正な経済協定及びIPEF協定は時間がかかるので、会議やセレモニーに出席しないなどの実質的な離脱を粘り強く続けていくことが考えられる。また、これまで米国は主導的にIPEFの運営をリードしてきたが、今後は米国のリーダーシップを期待できないと見込まれる。

---

こうした米国の対応から、ASEANなどの加盟国は自然にIPEFの会議などから足が遠のき、IPEFそのものは自然に霧散してしまう可能性がある。

これに対して、日本には、TPPのケースのように、他の加盟国の協力を得ながら、徐々にリーダーシップを発揮し、実質的に米国抜きでIPEFの維持発展を図っていくというシナリオが考えられる。サプライチェーン協定とクリーン経済協定などは日本だけでなく、オーストラリアや韓国及びインド・ASEAN などにとっても有益な枠組みであると考えられる。日本が、TPPのようにIPEFを取り込む戦略ができるかどうかは、これらの国が後押しをしてくれるかどうかポイントになると思われる。

また、日本の第二のシナリオとして、トランプ第二次政権は四年で終了となるので、トランプ大統領の次の大統領の就任まで上記シナリオを粛々と続けながら、次の大統領の下での米国のIPEF復帰の可能性を探るというオプションも考えられる。

そして、第三のシナリオとして、FOIPとIPEFの融合を挙げることができる。トランプ第二次政権下での日米主導の新たな自由で開かれたインド太平洋戦略に、IPEFのサプライチェーン途絶時のリスク対応、及びインフラ整備基金や人材育成・技術開発のプログラムなどを盛り込むことが考えられる。既にIPEFはこうしたことを促進する仕組みや体制を策定しており、こうした骨組みの活用は有効であると思われる。